

磐田市中小企業及び小規模企業振興基本条例

磐田市内に立地する企業の大多数を占める中小企業及び小規模企業は、地域経済を根底から支え、その発展に寄与するとともに、雇用創出により安定した市民生活を実現し、まちづくり、災害時の支援などにおいても地域社会の担い手として重要な役割を果たしてきた。また、大企業の企業活動にとっても不可欠の存在といえる。

しかしながら、昨今の経済活動の国際化や競争の激化に加え、少子高齢化の進展による国内需要の落ち込みや労働力人口の減少など中小企業及び小規模企業を取り巻く環境は、厳しい状況が続いている。

中小企業及び小規模企業が、十分に能力を発揮できる体制を築き、将来に向けて市の活力を維持し続けるためには、市、議会、大企業者、地域経済団体等、金融機関、市民などの関係者が、地域経済や市民生活に果たす中小企業及び小規模企業の役割を理解し、その活動を支えることで、健全な事業の発展につなげる必要がある。

よって、中小企業及び小規模企業の責任ある自主的な努力を基本としながら、市全体として中小企業及び小規模企業を支え、地域経済の活性化と市民生活の向上に寄与し、さらなる磐田市の発展を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業の振興について、市、議会並びに中小企業者及び小規模企業者の責務、大企業者並びに地域経済団体等及び金融機関の役割並びに市民の理解及び協力を明らかにするとともに、市の中小企業及び小規模企業施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所

又は事業所を有するものをいう。

- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 地域経済団体等 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第6条に規定する商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）第3条に規定する商工会並びに中小企業及び小規模企業の振興を目的とする団体で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策等を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 前項の場合において、市は、地域性を考慮し、中小企業及び小規模企業の実態を把握するとともに、中小企業及び小規模企業の意見を反映し、国、関係地方公共団体、中小企業者、小規模企業者、大企業者、地域経済団体等、金融機関及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

（議会の責務）

第4条 議会は、中小企業及び小規模企業の振興に関し、市長等の事務執行の監視及び評価並びに政策提言に努めなければならない。

（中小企業者及び小規模企業者の責務）

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、自主的な経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、経営基盤の強化、雇用機会の確保及び人材の育成並びに経済的及び社会的環境の変化への即応に努めなければならない。

- 2 中小企業者及び小規模企業者は、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、緊急災害への対応をはじめとして、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第 6 条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者及び小規模企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者及び小規模企業者との連携及び協力を努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業及び小規模企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域経済団体等及び金融機関の役割)

第 7 条 地域経済団体等及び金融機関は、中小企業及び小規模企業の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第 8 条 市民は、中小企業及び小規模企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業及び小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第 9 条 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策等を推進するに当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進するため、産業経済構造の実情を可能な限り調査し、及び分析し、その結果を踏まえた、より効果的な施策とすること。
- (2) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、地域経済及び雇用の動向に十分配慮した中小企業者及び小規模企業者の受注機会の増大に努めること。
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定

する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、地域経済及び雇用の動向に十分配慮した中小企業者及び小規模企業者の参入機会の増大に努めること。

- (4) 中小企業者及び小規模企業者の経営の革新等のための自主的な取組、市の施策への協力、地域社会への貢献の状況等を適切に評価し、積極的な活用に努めること。
- (5) 中小企業者相互及び小規模企業者相互並びに中小企業者、小規模企業者及び大企業者の連携及び協力を促進すること。
- (6) 中小企業及び小規模企業における従業員の雇用の安定等を促進すること。
- (7) 中小企業及び小規模企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。
- (8) 必要な財政上の措置を講ずること。

(協議の場の設置)

第 1 0 条 この条例の理念の実現及び前条に規定する施策の基本方針の実施等について協議するため、中小企業及び小規模企業の振興のための協議の場（以下「協議の場」という。）を設置する。

2 協議の場の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。